

## Check 1 本人特定事項の確認が必要な場合

### 1 法律事務に関連して200万円以上の資産を預かる場合（「資産管理行為等」という。）

#### 【具体例】

- ①裁判外での交渉により依頼者が負担する弁済金の預託を受ける。
- ②裁判外で過払金の支払いを請求し、金融業者から預り金口座へ支払いを受ける。
- ③裁判外で交通事故による損害賠償請求をし、保険会社などから預り金口座へ支払いを受ける。
- ④裁判外で遺産分割協議を行い、依頼者又は相手方の支払う代償金を預かる。

#### 【例外】

- ①供託金、保釈保証金など裁判所、法務局等へ金員を納付する場合
- ②判決による弁済金、和解金など裁判所等紛争解決機関が関与した手続に関連して金員の預託を受け、又は受領する場合
- ③刑事事件の被害弁済金、示談金など
- ④報酬又は費用の前受け
- ⑤その他規程第2条第1項各号に定める場合

### 2 次に挙げる取引等の準備又は実行をする場合（「取引等」という。）

- ①不動産の売買
- ②会社その他の団体等のM&A取引、設立・出資取引、定款等の目的の変更  
※会社に限らず、会社以外の法人、組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任組合その他これらに類する団体等に関するものを含む  
※団体等の設立・出資その他これに類する資金拠出、合併等の組織再編、組織変更、定款・規約・組合契約に規定された目的の変更を含む
- ③団体等の業務執行者又は代表者の選任
- ④信託契約の締結、信託の併合若しくは分割又は信託契約若しくは規約に規定された目的若しくは受託者の変更
- ⑤資産が犯罪収益の疑いがある場合、犯罪収益の隠匿の疑いがある場合
- ⑥同種の取引、行為の態様と著しく異なる態様である場合

上記1又は2に該当する場合であっても、次の場合には本人特定事項の確認は不要の場合がある。

- ①5年以内に本人確認をしていた場合
- ②官公署等の委嘱による場合（破産管財人、成年後見人等）
- ③依頼者が国・地方公共団体・上場企業等実在することが確実なものの場合

### 3 法律事務に関連することなく資産の預託を受ける場合

その目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか慎重な検討を要する。

## Check 2 厳格な本人特定事項の確認が必要な場合

#### 【注意】

資産管理行為等又は取引等であり、かつ依頼者が以下の1～4のいずれかに該当する場合には、厳格な本人特定事項の確認が必要になる。

- 1 なりすましの疑いがある場合
- 2 取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある場合
- 3 外国PEP等との間で行うもの（外国PEPとは、外国の元首若しくは外国の政府等の機関において重要な地位を占める者やその親族などをいう。）
- 4 イラン、北朝鮮に居住し又は所在する者が関与する場合

## Check 3 依頼者と依頼行為を行っている自然人が異なる場合

#### 【具体例】

- ①依頼者が法人その他の団体
- ②依頼者が子供で依頼行為を行うのが法定代理人

→依頼権限の確認が必要（ただし、当該自然人が依頼者のために資産管理行為等又は取引等の任に当たっていることが明らかである場合を除く。）

なお、依頼者がペーパーカンパニーのように実体のない法人その他の団体である場合は、依頼者の本人特定事項の他に、依頼行為を行っている自然人の本人特定事項の確認が必要になる。

本チェックリスト（簡易版）に記載されていない例外事項がありますので、詳細は規程・規則又はチェックリスト詳細版を御確認ください。

本人特定事項の確認方法は裏面へ

## 1 通常の本人特定事項の確認方法

### ○ 自然人の場合

#### 【対面】 ①から③のいずれかの方法で確認

- ① 写真付自然人本人確認書類の提示  
例) 運転免許証, 旅券等
  - ② 写真付以外の自然人本人確認書類の提示  
例) 住民票の写し
  - ③ 保険証・年金手帳等の提示  
例) 健康保険証
- +
- 委任契約書等を転送不要郵便で送付する
  - 別の保険証・年金手帳等の提示
  - 別の自然人本人確認書類の提示又は送付を受ける
  - 補完書類の提示又は送付を受ける  
例) 公共料金の領収書等

#### 【非対面】

- ④ 自然人本人確認書類の送付を受ける  
例) 住民票の写し
- +
- 委任契約書等を転送不要郵便で送付する

依頼者の本人特定事項の確認をした場合には、本人確認記録と資産管理行為等又は取引行為等の記録を5年間保存しなければならない。

### ○ 法人の場合 ①から③のいずれかの方法で確認

- ① 法人本人確認書類の提示  
例) 登記事項証明書
  - ② 法人本人確認書類の送付を受ける  
例) 登記事項証明書
  - ③ 弁護士が官公庁等から法人本人確認書類の発行又は発給を受ける  
例) 登記事項証明書の取得
- +
- 委任契約書等を転送不要郵便で送付する

## 2 厳格な本人特定事項の確認方法

### ○ 自然人の場合

- 通常の本人特定事項の確認方法①から④までのいずれか1つ
- +
- 自然人本人確認書類の提示又は送付を受ける  
例) 印鑑登録証明書

### ○ 法人の場合

- 通常の本人特定事項の確認方法①から③までのいずれか1つ
- +
- 法人本人確認書類の提示又は送付を受ける  
例) 印鑑登録証明書

【注意】 自然人の場合も法人の場合も、追加で示す本人確認書類は、通常の本人特定事項の確認方法として使用したものとは別の書類によらなければならない。